

青森県報

第三千九百六十九号

平成二十七年
三月十三日
(金曜日)

目 次

告 示

| | | |
|---|--------------|---|
| 救急病院の設置..... | (医療業務課) | 一 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... | (高齢福祉課) | 一 |
| 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... | (同) | 二 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定..... | (同) | 二 |
| 障害福祉サービス事業者の指定..... | (障害福祉課) | 二 |
| 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定..... | (同) | 三 |
| 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出..... | (同) | 三 |
| 道路の区域の変更..... | (道路課) | 三 |
| 廃川敷地等の公示..... | (河川砂防課) | 四 |
| 公 告 | | |
| 肥料登録の有効期間の更新..... | (食の安全・安心推進課) | 四 |
| 建設業者の許可の取消し..... | (三八地域局) | 四 |
| 右 同..... | (西北地域局) | 五 |
| 右 同..... | (上北地域局) | 五 |
| 右 同..... | (下北地域局) | 五 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の役員 の 退任..... | (中南地域局) | 五 |

土地改良区の役員 の 就任 及び 退任.....

(三八地域局) : 六

告 示

青森県告示第百五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 |
|--------------|-----------|------------|
| 国民健康保険おいらせ病院 | おいらせ町上明堂一 | 平成三十年三月十九日 |

青森県告示第百五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏 名 又 は 名 称 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 指定居宅サービス事業者 | | 訪問看護 | 訪問看護ステーションの名称 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|--------------------|-------------|------------------|-------------|---------------|-----|-----------|
| | | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | | | | |
| 社会福祉法人 人生がいきいき 十和田 | 十和田市大字三本木字一本木沢四八の二 | 訪問看護 | 訪問看護ステーション どんぐり村 | 十和田市稲生町一三の七 | 平成二十七年三月十三日 | | |

| | | | | | |
|----------------------|---------------------------|------|----------------|---------------------------|---|
| 株式会社ケ アサポート 三沢 | 三沢市松原町二 丁目三十一の一九 二四 | 通所介護 | 樹楽三沢 | 三沢市松原町二 丁目三十一の一九 二四 | " |
| 日本健康開 発株式会社 | 弘前市大字宮川 三丁目一七の一 | 通所介護 | イルひなたスマ パーク | 弘前市大字青山 二丁目一の二 | " |

青森県告示第百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-------------|--------------------|----------------------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 指定居宅介護支援事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| | 社会福祉法人 生きがよい十和田 | 十和田市大字三 本木字一本木沢 四八の二 | 居宅介護支援事 業所どんぐり村 | 十和田市稲生町 一三の七 | |

青森県告示第百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 氏 名 称 又 は 名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| | | | | | |
| 株式会社ケアサポート三沢 | 弘前市大字宮川三丁目一七の一 | 介護予防通所介護 | 樹楽三沢 | 三沢市松原町二丁目三十一の一九二四 | " |
| 社会福祉法人生きがよい十和田 | 十和田市大字三本木字一本木沢四八の二 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションどんぐり村 | 十和田市稲生町一三の七 | 平成 二七・三・一 |

青森県告示第百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|---------------------|-------------|--------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| | | | | | |
| 株式会社エール | 弘前市大字青山五丁目三の八 | 就労継続支援A型 | にじのいろ | 弘前市大字早稲田二丁目一二の〇 | 平成 二七・三・一 |
| 特定非営利活動法人ドリム | 三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇 | 就労継続支援A型 | サエスペラン | 八戸市白銀五丁目二の四SKビル2F | 平成 二七・三・一 |

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------|------------|---------------------|---------------------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 名称 | 社会福祉法人平館福祉会 | 社会福祉法人平館福祉会 |
| | 主たる事務所の所在地 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一 |
| 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援の種類 | 放課後等デイサービス | 児童発達支援 |
| | 障害児通所支援事業所 | 児童デイサービスあおなつと青森 | 児童デイサービスあおなつと青森 |
| 所在地 | 所在地 | 青森市大字大矢一沢字里見九二の一 | 青森市大字大矢一沢字里見九二の一 |
| | 年月日 | 平成二十七年三月十三日 | 平成二十七年三月十三日 |

青森県告示第百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出

があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------|------------|------------------|---------------------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 名称 | 社会福祉法人サポーター虹 | 社会福祉法人サポーター虹 |
| | 主たる事務所の所在地 | 八戸市大字尻内七の町字鴨ヶ池一 | 八戸市大字尻内七の町字鴨ヶ池一 |
| 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援の種類 | 放課後等デイサービス | 児童発達支援 |
| | 障害児通所支援事業所 | サポーターみらい | サポーターあさひ |
| 所在地 | 所在地 | 八戸市大字田面二木字中村二〇の二 | 三戸郡南部町大字下名久井字前田一七の一 |
| | 年月日 | 平成二十七年三月十三日 | 平成二十七年三月十三日 |

青森県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|------|-------|------|--|----------------------------------|--------------|-------|----|
| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 1 | 国道 | 一〇一号 | つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三九の一まで | 前 六・八五メートルから 六二・〇〇メートルまで | 五、〇〇七・〇〇メートル | | |
| | | | | 前 一三〇・七四メートルから 一〇一・七メートルまで | 三、五八〇・〇〇メートル | | |
| | | | | 後 六二・〇〇メートルから 六・八五メートルまで | 五、〇〇七・〇〇メートル | | |

青森県告示第百六十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川岩木川水系岩木川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年三月十三日

三 廃川敷地等の位置

中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一九の四

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 三四七・九五平方メートル

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十七年三月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---|--------------|--------------|
| 後 | 一三〇・七四メートルから | 四、三七九・〇〇メートル |
|---|--------------|--------------|

| | | | | | |
|----------------------|---------------|---------------|---|------------------------|---|
| 登録番号 青森県第 三六六号 | 肥料の種類 ふん肥料 | 肥料の名称 発酵鶏糞 | 保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 三・〇 | その他の規格 公定規格 のとおり | 生産業者の氏 名又は名称及 び住所 日本ホワイト ファーム株式 会社 上北郡横浜町 字林尻一〇〇 の一〇〇 |
|----------------------|---------------|---------------|---|------------------------|---|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 助川建設株式会社

二 代表者の氏名 助川 岩雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一二五三七号

五 取消年月日 平成二十七年二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社公建設

二 代表者の氏名 田中 公輝

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字太田字西若宮三三の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二三）第一五八四六号

五 取消年月日 平成二十七年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許

可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八艸

二 代表者の氏名 洞内 裕

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二一）第一七三三九号

五 取消年月日 平成二十七年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アジア電工舎

二 代表者の氏名 坪田 純子

三 主たる営業所の所在地 むつ市新町二の四八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一三四一四号

五 取消年月日 平成二十七年二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

中南地域県民局長 高原 至 智

| | | | |
|-----|--------|----------------|----------|
| 役員別 | 氏名 | 住 所 | 退任の年月日 |
| 監事 | 堀川 一三雄 | 弘前市大字船水三丁目一〇の三 | 平成二六・三・三 |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

三八地域県民局長 中嶋 和 行

| | | | |
|-----|-------|----------------|------------|
| 役員別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
| 理事 | 松倉 新一 | 八戸市大字尻内町字矢沢七二 | 平成二六・四・一就任 |
| " | 栗山 博道 | " 字直田七の一 | " |
| " | 清水端政男 | 大字田面木字下田面木二〇の一 | " |
| " | 上村 邦雄 | 大字尻内町字田端一九の二 | " |
| " | 三浦 政志 | " 字矢沢四一 | " |
| " | 佐藤 幸雄 | 大字櫛引字櫛引六八 | " |
| " | 上野 良吉 | 大字尻内町字正法寺九四 | " |
| " | 清川 長一 | " 字前明戸四 | " |
| " | 上野 正幸 | " 字正法寺七四 | " |
| " | 三浦 幸治 | 大字櫛引字一日市六五の三 | " |
| " | 杉本 正 | " 字烏沢五一 | " |
| " | 中村 嘉勝 | 大字豊崎町字下永福寺三七の一 | " |
| " | 田村 勝男 | 大字尻内町字直田四〇 | " |

| | | | |
|----|-------|----------------|------------|
| 監事 | 松橋 昭蔵 | 字沢合六四の一 | " |
| " | 佐々木勝弘 | 字直田堰三四 | " |
| " | 小笠原武治 | 字尻内五六 | " |
| 理事 | 田中 敏悦 | 大字豊崎町字下永福寺六三 | " |
| " | 柳町 秀光 | 大字櫛引字一日市四八 | " |
| " | 松倉 新一 | 大字尻内町字矢沢七二 | 平成二六・三・三退任 |
| " | 岩澤 安則 | 大字櫛引字一日市二三 | " |
| " | 嶋森 一志 | 大字豊崎町字下永福寺三一の一 | " |
| " | 清水端政男 | 大字田面木字下田面木二〇の一 | " |
| " | 佐藤 幸雄 | 大字櫛引字櫛引六八 | " |
| " | 上村 一博 | 大字尻内町字張田七二 | " |
| " | 清川 長一 | " 字前明戸四 | " |
| " | 上村 邦雄 | " 字田端一九の二 | " |
| " | 上野 良吉 | " 字正法寺九四 | " |
| " | 山本 長一 | " 字大仏四九 | " |
| " | 三浦 政志 | " 字矢沢四一 | " |
| " | 上野 正幸 | " 字正法寺七四 | " |
| " | 栗山 博道 | " 字直田七の一 | " |
| " | 杉本 清 | 大字櫛引字烏沢五五 | " |
| " | 河目 修一 | 大字尻内町字内田六の一 | " |
| 監事 | 三浦 正純 | 大字櫛引字一日市九二 | " |
| " | 中村 辰藏 | 大字豊崎町字下永福寺三三 | " |
| " | 小笠原武治 | 大字尻内町字尻内五六 | " |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭